

武蔵村山市  
家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画

令和3年10月  
武蔵村山市



— 目 次 —

<b>第1章</b>	家庭ごみ有料化及び戸別収集の目的と効果	1
1	家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の背景等	1
2	武蔵村山市のごみ処理の現状と課題	2
3	家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の基本的な考え方と目的	7
4	家庭ごみ有料化の実施状況と効果	9
<b>第2章</b>	武蔵村山市が実施する家庭ごみ有料化及び戸別収集のあり方	11
1	家庭ごみ有料化の方法	11
2	戸別収集の方法	18
3	円滑な導入に向けた取組	21
4	今後のスケジュール	25
	資料編	26



# 第1章 家庭ごみ有料化及び戸別収集の目的と効果

## 1 家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の背景等

### (1) 国の動向

国は、高度成長期からの廃棄物の急増やそれに伴う最終処分場の不足等の問題を抱える大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムから脱却し、3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の実施と廃棄物の適正処分が確保される循環型社会の形成を推進するため、平成12年6月に、「循環型社会形成推進基本法」（循環基本法）を制定しました。

循環基本法では、天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減されるという循環型社会の姿を明示するとともに、循環資源の処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）を基本原則として定めています。

さらに、同法では、廃棄物を排出する国民や事業者が廃棄物処理やリサイクルに対して責任を持つ「排出者責任」と、生産者が自分の製品について製造・設計から使用後の処理まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を原則として示しています。

環境省では、平成17年5月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を改正しました。

この改正では、市町村の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国の方針として家庭ごみ有料化を推進することが明確化されています。

また、環境省は、市町村が有料化の導入又は見直しを実施する際に、参考となる手引きとして「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、市町村での有料化導入に向けた支援を行っています。

さらに、平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs（エスディージーズ）」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標を設定し、その目標達成のために「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられました。加えて、令和元年6月のG20大阪サミットにおいて「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」ことが共通の世界のビジョンとして共有されるなど、環境保全の観点からもごみの減量・発生抑制は、国際的にも大きな課題となっています。

### (2) 東京都・多摩地域の動向

東京都市長会は、多摩地域におけるごみゼロ社会を目指して、平成13年に政策提言「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして 一家庭ごみの有料化について一」を策定しました。

こちらでは、循環型社会の形成推進に当たって、市民がごみの排出者としての責任を持ち、減量・リサイクルに努力するシステムとして、家庭ごみの有料化を挙げ、平成15年度までを目途

に、全市において家庭ごみの有料化を進めると提言しています。

東京都は、平成28年に策定した「東京都資源循環・廃棄物処理計画」において、資源ロスの削減に向けた施策として、「家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく」としています。

多摩地域の25市1町から搬入される廃棄物の最終処分を行う東京たま広域資源循環組合では、「第5次廃棄物減容（量）化基本計画」において、「ごみ減量に係る各種施策の中でも、ごみ有料化は減量効果が高い施策である」としています。

このような背景から、多摩地域では、26市中、本市を除く25市が、既に家庭ごみの有料化を実施しています。

### (3) 武蔵村山市における経過

昭和40年、本市（当時：村山町）は、家庭ごみの収集を開始し、昭和47年には、収集拠点としてごみボックスを市内約1,000箇所に設置しました。

しかしながら、高度成長期に伴うごみの増加から、最終処分地の不足やごみ投棄のモラルの低下が顕在化してきました。そこで、本市は、ごみの減量や適正排出の推進に向け、平成7年にごみボックスの撤去を行い、約20%のごみ減量を達成しました。

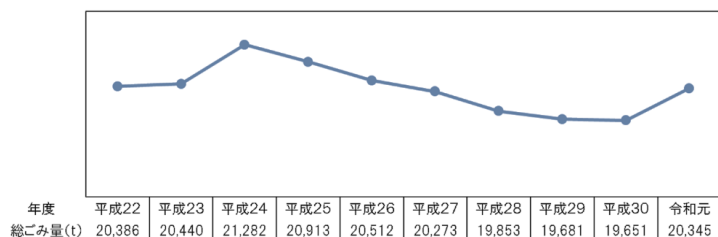
本市は、更なるごみの減量施策として、家庭ごみの有料化に係る検討を開始し、平成30年に策定した「武蔵村山市一般廃棄物処理基本計画」では、「平成34年度（令和4年度）を目途に家庭ごみ有料化の導入を目指す」としており、令和2年2月には、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入に向けた市の基本的な考え方及び目的を示した「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針」を策定しています。

## 2 武蔵村山市のごみ処理の現状と課題

### (1) 武蔵村山市のごみ量

本市におけるごみの量は、市民及び事業者の皆様の協力により、近年、減量傾向にありましたが、令和元年度は、アジア諸国での廃プラスチック類等の資源物の輸入規制の影響により、増加に転じています。

令和元年度の市民1人1日当たりのごみ収集量を比較すると、多摩地域26市の中で、2番目に多いという状況です。最も少ない府中市と比較すると、1日につき145.8g、多摩地域の平均と比較しても、1日につき88.4gのごみを武蔵村山市民一人一人が多く捨てているという計算となります。



(出典)公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」より

図 武蔵村山市の総ごみ量の推移(平成22年度以降)

表 多摩地域26市における1人1日当たりのごみ収集量(令和元年度)

自治体名	ごみ収集量 (g/人日)	順位
府 中 市	522.2	1
立 川 市	527.2	2
東 久 留 米 市	534.8	3
西 東 京 市	538.9	4
東 村 山 市	545.1	5
多 摩 市	549.3	6
日 野 市	552.3	7
町 田 市	554.6	8
稲 城 市	555.3	9
東 大 和 市	556.2	10
清 瀬 市	556.2	10
国 分 寺 市	560.0	12
小 金 井 市	563.7	13
小 平 市	564.5	14
国 立 市	569.8	15
三 鷹 市	570.5	16
昭 島 市	572.8	17
狛 江 市	575.5	18
調 布 市	584.0	19
八 王 子 市	595.7	20
青 梅 市	599.3	21
福 生 市	626.1	22
武 蔵 野 市	630.9	23
羽 村 市	635.7	24
武 蔵 村 山 市	668.0	25
あ き る 野 市	760.0	26
平 均	579.6	

(出典)公益財団法人東京市町村自治調査会

「多摩地域ごみ実態調査 2019(平成 31・令和元)年度統計」より

## (2) 資源化の推進

令和元年度に行った家庭ごみ組成分析調査によると、可燃ごみとして排出されたものの中に、資源としてリサイクルができる雑紙（ざつがみ）などの可燃性資源物が10.3%、軽く水ですすぐなど、少しの手間をかければ資源として回収できるプラスチック類が3.6%含まれるなど、合わせて13.9%の資源物が可燃ごみとして排出されていました。

また、不燃ごみとして排出されたごみの中にもフライパンや鍋といった調理用金属類等の不燃性資源物が6.1%含まれるなど、合わせて12.3%の資源物が不燃ごみとして排出されていました。

これらは本来、資源として収集すべきものであり、分別の徹底や資源化の推進が課題となっています。

なお、本市の資源化率は、令和元年度の実績で31.1%と多摩地域26市の平均と比較して2.2ポイント低い状況です。

表 可燃ごみ、不燃ごみに含まれていた資源物の割合(令和元年度組成分析調査より)

種別	可燃ごみ中に含まれていた割合 (%)	不燃ごみ中に含まれていた割合 (%)
可燃性資源物 (紙、布など)	10.3	0.2
不燃性資源物 (缶、びん、金属など)	0.0	6.1
プラスチック (ペットボトルなど)	3.6	0.5
拠点回収品目 (小型家電など)	0.0	5.5
合計	13.9	12.3



表 多摩地域26市における資源化率(令和元年度)

自治体名	資源化率(%)	順位
小金井市	51.6	1
東村山市	38.8	2
調布市	38.7	3
国分寺市	37.8	4
立川市	37.7	5
西東京市	37.5	6
三鷹市	35.9	7
小平市	35.0	8
武蔵野市	34.9	9
東久留米市	33.7	10
府中市	33.6	11
昭島市	32.9	12
国立市	32.7	13
狛江市	32.5	14
日野市	32.2	15
清瀬市	32.2	15
東大和市	32.1	17
羽村市	31.5	18
武蔵村山市	31.1	19
八王子市	30.8	20
福生市	30.6	21
青梅市	28.0	22
多摩市	27.7	23
あきる野市	27.5	24
稲城市	25.5	25
町田市	24.5	26
平均	33.3	

(出典)公益財団法人東京市町村自治調査会

「多摩地域ごみ実態調査 2019(平成31・令和元)年度統計」より

### (3) 適正処理の推進

令和元年度に行った市民アンケート調査によると、約35%の方が、普段利用している集積所について「特に問題がない」と感じていますが、その一方で、約30%の方が「分別ルールを守らない人がある」と感じています。

ごみ・資源の分別の徹底、出す日や時間といったルールを守るなど、ごみを出す人が自分の出すごみに責任を持ち、取り組む必要があります。

また、収集頻度については、現在、容器包装プラスチック・ペットボトルは、4週に3回、収集を行っていますが、毎週収集して欲しいとの意見が多く寄せられています。収集品目や収集頻度について、市民の利便性や費用を踏まえ検討する必要があります。

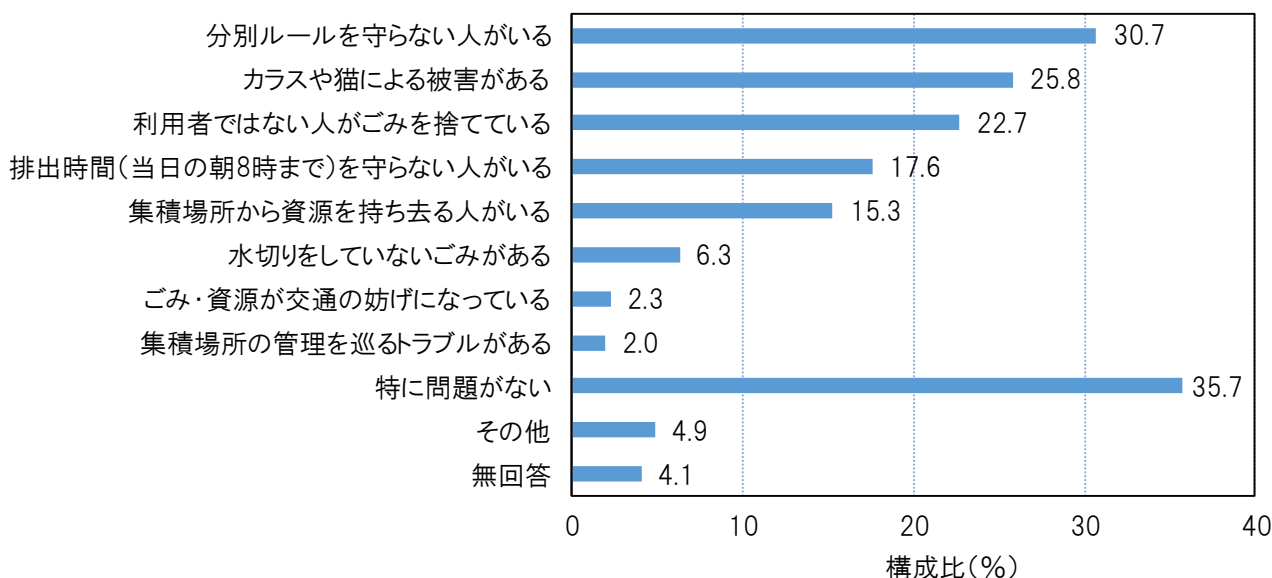


図 普段利用している集積場所に関する問題(令和元年度市民アンケート調査より)

表 武蔵村山市の収集頻度(令和2年4月1日現在)

収集品目		収集頻度
可燃ごみ(燃やせるごみ)		週2回
不燃ごみ(燃やせないごみ)		4週に1回
不燃性資源物	ライター・びん・有害物	隔週1回
	かん・金属	隔週1回
	容器包装プラスチック・ペットボトル	4週に3回
	かばん・ベルト	週1回
可燃性資源物	古紙・布・剪定枝・ぬいぐるみ	週1回

#### (4) 中間処理・最終処分に関する課題

本市から排出されるごみ（可燃・不燃・粗大）の中間処理は、東大和市、小平市を含めた3市で構成する小平・村山・大和衛生組合にて共同で行っています。

小平・村山・大和衛生組合では、現在、施設の老朽化に伴う更新を進めていますが、施設の建設に伴い、ごみの焼却処理が一部困難な状況となっていることから、近隣の処理施設の支援を受け、処理を行う予定です。

また、(仮称)新ごみ焼却施設については、施設の周辺地域や環境に配慮するため、これまでの処理能力（360 t/日）よりもコンパクトな規模（236 t/日）を予定しています。

支援先の住民の理解を得るためにも、また、施設更新後の処理能力に対応するためにも、更なるごみの減量が必要となっています。

さらに、小平・村山・大和衛生組合で中間処理を行った焼却灰は、東京たま広域資源循環組合（日の出町）に搬入しています。なお、不燃残さについては、平成30年度から埋立てを行わず、民間委託により再資源化を図っています。

本市の搬入量は、「廃棄物減容（量）化基本計画」で定められた搬入配分量を上回っているため、超過金を課せられている状況です。ごみの最終処分を地域外に依存していることも考慮して、更なるごみ減量を推進し、搬入量を減量することが必要です。

### 3 家庭ごみ有料化及び戸別収集導入の基本的な考え方と目的

#### (1) 基本的な考え方

本市では、一般廃棄物処理基本計画を策定し、「市民、事業者及び市が協働して4Rを目指す循環型社会形成の推進」の基本理念の下、様々な施策に取り組んでいますが、この間も地球温暖化などの世界規模の環境問題が深刻化しています。国内においてもごみの減量・発生抑制や再使用の必要性が高まるとともに、排出者責任及び拡大生産者責任を踏まえた取組が求められるなど、ごみ処理を取り巻く社会情勢は変化を続けています。

これは本市においても例外ではなく、加えて本市では、最終処分場への搬入量の減容及び中間処理施設の更新に向け、更なるごみの減量を推進していく必要があります。

家庭ごみの有料化は、国や東京都などが推進を図るべき施策として位置付けており、既に導入している自治体での減量効果も認められることから、他の減量施策と並行し、更なるごみ減量に対する有効な施策の一つとして本市も実施し、循環型社会の形成を推進します。

また、家庭ごみ有料化の導入に当たっては、ごみ出しのルールを守るなど、市民一人一人がごみの排出者として、より一層の意識の向上が必要です。ごみの減量や資源化に対する意識を向上し、排出者責任を明確にするためにも、家庭ごみ有料化の導入と併せて戸別収集を実施することとします。

なお、戸別収集の実施に当たっては、集合住宅への対応についても併せて検討することとします。

## (2) 導入の目的

次に掲げる4つの目的の下、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を推進します。

### ① **良好な環境の次世代への継承**

高度成長期の発展は、私たちに便利で快適な暮らしを与える一方、限りある資源の大量消費や過剰な採取による自然破壊、温室効果ガスの排出による地球温暖化など、様々な環境問題を引き起こし、今や国際的にも大きな課題となっています。良好な環境を次世代に引き継ぎ、将来の負担を軽減するためにも、子どもから高齢者まで、ごみを出す一人一人がより一層意識を高め、環境に負荷を与えないライフスタイルの実現に取り組むことが求められます。

### ② **ごみの減量及び資源化の推進**

家庭ごみの有料化及び戸別収集がきっかけとなり、市民のごみに関する意識が高まることで、生ごみの減量やマイバックの利用など、3つのR（リフューズ（断る）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））が推進されるとともに、可燃ごみや不燃ごみに混ざっている資源物が正しく分別されるなど、リサイクル（資源化）のより一層の推進が期待できます。

### ③ **排出量に応じた負担の公平性の確保**

現在の制度は、全て税金でごみ処理に関する経費を負担しています。このため、ごみの減量や分別の努力をしても、その努力が報われない状況です。家庭ごみの有料化により、排出量に応じた負担となり、ごみの減量や分別に対する努力が報われるなど、公平性が確保されます。

### ④ **ごみに対する意識の向上**

ごみの集積所は、基本的に利用する住民の方々が管理していますが、「分別がされていないごみが捨てられる」、「集積所の利用者ではない人がごみを捨てている」など、ごみ排出のルールが守られていないことにより、集積所の利用者や周辺の方への迷惑が生じる問題が起きています。そこで、ごみ収集を集積所方式から戸別収集方式に変更し、排出者責任を明確にすることにより、各自がごみの減量や資源化を意識し、今まで以上に自らが排出するごみに責任を持つことができると考えます。

#### 4 家庭ごみ有料化の実施状況と効果

##### (1) 導入状況

全国では、半数を超える64.0%の自治体が、既に家庭ごみの有料化を実施しています。なお、多摩地域の26市では、本市を除く25市が家庭ごみの有料化を実施しています。

表 全国及び東京都内自治体の家庭ごみ有料化実施状況(令和2年4月現在)

	全国			東京都		
	自治体数	有料化済	実施率(%)	自治体数	有料化済	実施率(%)
市区	815	475	58.3	49 (26)	25 (25)	51.0 (96.2)
町	743	519	69.9	5	4	80.0
村	183	120	65.6	8	0	0.0
合計	1,741	1,114	64.0	62	29	46.8

※ 東京都「市区」の括弧内は、多摩地域26市の状況

(出典)山谷修作氏「全国区市町村の有料化実施状況(2020年4月現在)」を基に加工

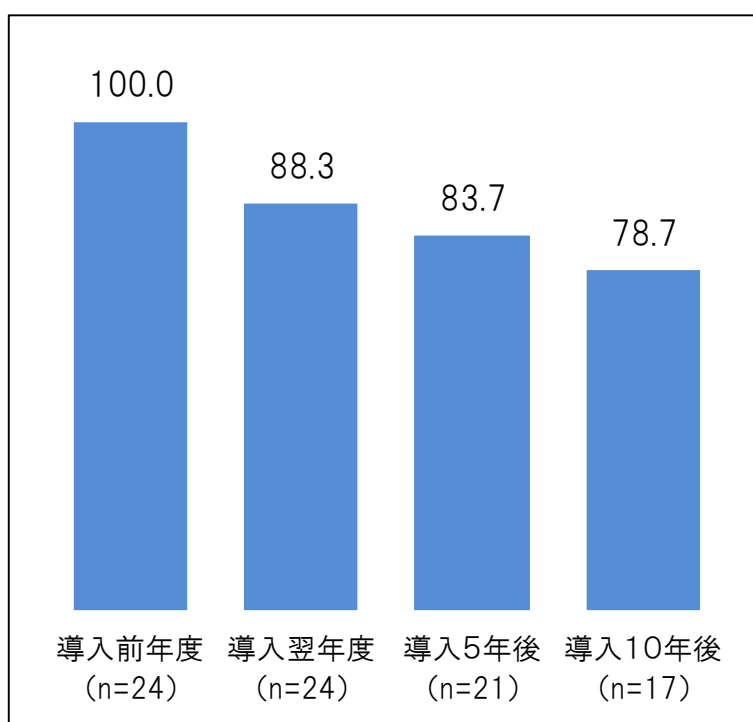
表 多摩地域26市の家庭ごみ有料化実施時期

有料化実施時期	自治体名
平成10年	青梅市(10月)
平成12年	日野市(10月)
平成13年	清瀬市(6月)
平成14年	昭島市、福生市(4月)、東村山市、羽村市(10月)
平成16年	調布市(4月)、八王子市、武蔵野市、稲城市、あきる野市(10月)
平成17年	小金井市(8月)、町田市、狛江市(10月)
平成20年	西東京市(1月)、多摩市(4月)
平成21年	三鷹市(10月)
平成22年	府中市(2月)
平成25年	国分寺市(6月)、立川市(11月)
平成26年	東大和市(10月)
平成29年	国立市(9月)、東久留米市(10月)
平成31年	小平市(4月)
未実施	武蔵村山市

## (2) ごみ減量効果

平成12年以降に家庭ごみ有料化の導入を行った全国155自治体の導入前年度及び導入翌年度の家庭ごみ排出量を比較すると、約12%のごみ減量効果が得られています。

また、小平市を除く導入後1年以上が経過している多摩地域の24市においても、家庭ごみ有料化の導入により、約12%のごみ減量効果が得られ、導入5年後及び導入10年後もごみ減量効果が持続しています。



注)nは導入から一定期間が経過している自治体数を示します。

(出典)公益財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」各年度データを元に加工

図 多摩地域家庭ごみ有料化導入市のごみ減量効果  
(導入前年度を100としたときの割合)

## 第2章 武蔵村山市が実施する家庭ごみ有料化及び戸別収集のあり方

### 1 家庭ごみ有料化の方法

#### (1) 実施時期

家庭ごみの有料化は、令和4年10月1日から実施します。

#### (2) 有料化の対象品目

##### ア 有料化の対象とする家庭ごみ

市が収集する家庭ごみのうち、新たに有料化の対象とする品目は、「可燃ごみ（燃やせるごみ）」、「不燃ごみ（燃やせないごみ）」、「容器包装プラスチック」とします。

表 有料化の対象とする品目とその理由

有料化の対象とする品目	理由
可燃ごみ(燃やせるごみ)	焼却・埋立てによる環境負荷軽減の観点から、より一層の減量を推進するため
不燃ごみ(燃やせないごみ)	
容器包装プラスチック	簡易包装の推進及びレジ袋等の排出抑制を促進するため

##### イ 有料化の対象から除外する家庭ごみ

新たに有料化の対象とする家庭ごみの一方で、適正な分別により資源化の推進が見込まれる等の理由により、以下の品目については、引き続き無償での収集を継続します。

表 有料化の対象から除く品目とその理由

有料化の対象から除く品目※	理由
ペットボトル	適正分別により資源化の推進が見込まれるため
かん	
びん	
有害物	
金属	
古紙類	
布類	
剪定枝	みどりの保全、緑化の推進を図るため
落ち葉	
雑草類	
紙おむつ	子育て世帯、要介護者等のいる世帯への配慮のため
地域清掃により回収されたごみ	地域の環境美化活動を支援するため

※ 対象外の品目であっても、粗大ごみに該当する場合は、有料で収集します。

### (3) 手数料負担の仕組み

#### ア 手数料の料金体系

環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の料金体系として、いくつかの方法が挙げられていますが、その中でも制度がわかりやすく、既に有料化を実施している90%以上の自治体が採用している、「排出量単純比例型（排出量に応じて排出者が手数料を負担する方式）」の方式を本市においても採用することとします。

表 手数料の料金体系

	料金体系図	料金体系の仕組み	利点及び欠点	
排出量単純比例型		排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。	利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 制度がわかりやすい。</li> <li>○ 制度の運用に係るコストが安価である。</li> </ul>
			欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 料金水準が低いと排出抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>
排出量多段階比例型		排出量に応じて排出者が手数料を負担するもので、かつ、排出量が一定量を超えた段階で、単位ごみ量当たりの料金水準が引き上げられる方式。	利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特に排出量が多量である者による排出抑制が期待できる。</li> </ul>
			欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出者ごとの量を把握する必要があり、運用費用が増す。</li> </ul>
一定量無料型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。	利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>
			欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定量以下に抑制する意欲が働きにくい。</li> <li>○ 排出者ごとの量を把握する必要があり、運用費用が増す。</li> </ul>
負担補助組合せ型		排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて一定の手数料を負担する一方、排出量が一定量以下となった場合に、市町村が排出抑制の量に応じて排出者に還元する方式。	利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>○ 排出者への還元による排出抑制への意欲期待できる。</li> </ul>
			欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 排出者ごとの量を把握する必要があり、運用費用が増す。</li> </ul>
定額制従量制併用型		一定の排出量までは、手数料が排出量に関わらず定額であり、排出量が一定の排出量を超えると排出量に応じて一定の手数料を負担する方式。	利点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定量までの排出抑制が期待できる。</li> <li>○ 一定額の安定した手数料を徴収できる。</li> </ul>
			欠点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一定量以下に抑制する意欲が働きにくい。</li> <li>○ 排出者ごとの量を把握する必要があり、運用費用が増す。</li> </ul>

(出典)環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」(平成25年4月)より一部加工



## イ 手数料の徴収方法

手数料の徴収方法として、指定収集袋（指定ごみ袋）の販売が一般的な方法となっており、既に有料化を実施している多摩地域25市においても、指定収集袋の販売による手数料の徴収が採用されています。指定収集袋の利用は、ごみの減量効果を実感しやすく、負担の公平性を確保しやすいという利点も考えられることから、本市においても「指定収集袋制」とします。

なお、指定収集袋の大きさについては、家族構成により排出量が異なり、また、各家庭でのごみの減量の工夫により、より小さな袋に移行しやすくするため、5リットル、10リットル、20リットル、40リットルの4種類を作成することとします。

## ウ 手数料の支払方法

手数料の支払いは、市が指定する取扱店において、指定収集袋を購入することで、手数料を支払う方法とします。

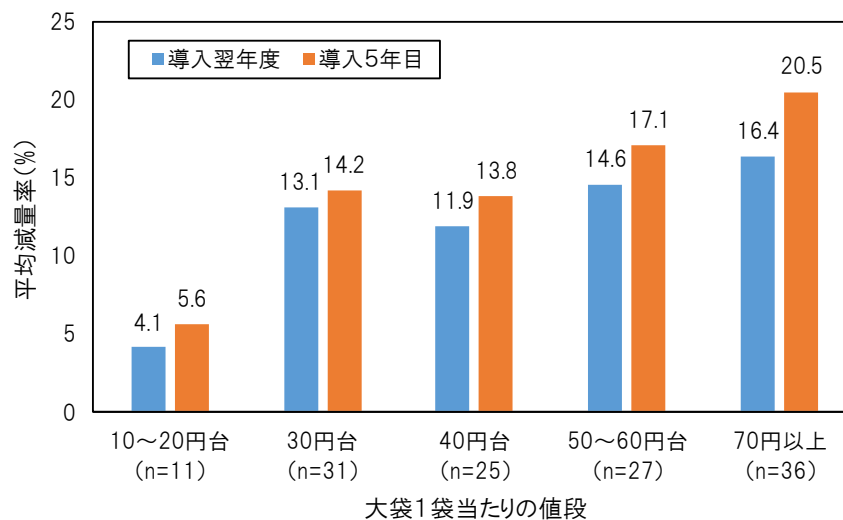
指定収集袋の取扱店は、現在、粗大ごみの廃棄物処理券を取り扱っている店舗のほか、市民の皆様の利便性向上に向け、小売店、スーパーマーケット及びコンビニエンスストアなどにも広く取扱いを依頼し、おおむね半径300メートルの範囲内に1店舗以上の取扱店設置を目指します。

## (4) 手数料の設定

環境省が策定した「一般廃棄物処理有料化の手引き」では、手数料の料金水準の設定に当たり、「一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮する」こととしています。

### ア ごみの排出抑制や再生利用の推進への効果

平成12年度以降に有料化を単純従量制（排出量単純比例型）で導入した130市において手数料別の減量効果を比較すると、手数料が高いほど、減量効果が大きいという結果が得られています。

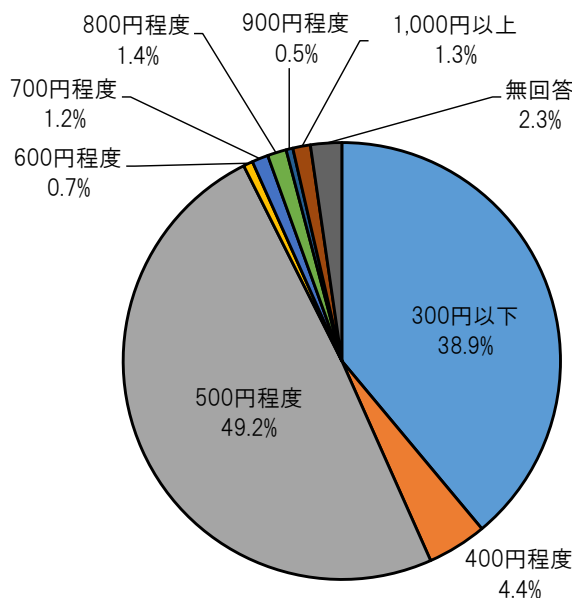


注)nは自治体数を示します。

図 手数料水準と家庭ごみ排出量の減量効果

## イ 市民の受容性の考慮

令和元年度に実施した市民アンケートの結果では、家庭ごみを有料化した場合の各世帯での妥当負担額（月間）について、「500円程度」が49.2%と最も高く、次いで「300円以下」（38.9%）、「400円程度」（4.4%）の順となっています。



注) 端数処理の関係により合計で100%にはなりません。

図 家庭ごみを有料化した場合の各世帯での妥当負担額(月間)  
(令和元年度市民アンケート調査より)

## ウ 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮

平成20年度以降に多摩地域において家庭ごみ有料化を実施した9市の手数料額は、可燃ごみ及び不燃ごみについては、1リットル当たり2円が最も多くなっています。また、容器包装プラスチックについては、有料としている市が多く、中でも1リットル当たり1円が最も多くなっています。

表 家庭ごみ有料化を実施した多摩地域9市の手数料額(平成20年度以降)

自治体名	有料化実施年月日	指定収集袋1枚当たりの値段							
		可燃ごみ・不燃ごみ				容器包装プラスチック			
		5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ	5ℓ	10ℓ	20ℓ	40ℓ
多摩市	平成20年4月1日	7円	15円	30円	60円	／	／	10円	／
三鷹市	平成21年10月1日	9円	18円	37円	75円	無料			
府中市	平成22年2月2日	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円
国分寺市	平成25年6月1日	10円	20円	40円	80円	無料			
立川市	平成25年11月1日	10円	20円	40円	80円	無料			
東大和市	平成26年10月1日	10円	20円	40円	80円	10円	20円	40円	80円
国立市	平成29年9月1日	10円	20円	40円	80円	5円	10円	20円	40円
東久留米市	平成29年10月1日	10円	20円	40円	80円	／	10円	20円	40円
小平市	平成31年4月1日	10円	20円	40円	80円	／	10円	20円	40円

## エ 武蔵村山市における手数料

これまでの「ア ごみの排出抑制や再生利用の推進への効果」、「イ 市民の受容性の考慮」及び「ウ 周辺市町村における手数料の料金水準の考慮」を踏まえ、本市における手数料は、可燃ごみ(燃やせるごみ)及び不燃ごみ(燃やせないごみ)は、1リットル当たり2円とし、容器包装プラスチックは、1リットル当たり1円とします。

なお、現在、中間処理施設への直接搬入に係る廃棄物処理手数料については、200キログラムを超える量から1キログラム当たり25円の手数料を徴収していますが、こちらについても見直しを図ります。

表 武蔵村山市における廃棄物処理手数料

品目	手数料
可燃ごみ(燃やせるごみ)	2円/ℓ
不燃ごみ(燃やせないごみ)	
容器包装プラスチック	1円/ℓ

なお、上記の手数料を用いて有料化導入後に見込まれるごみの排出量から1世帯当たりの平均負担額(月間)を試算したところ、447円という結果となりました。この金額は、500円程度という多くの市民が受容できる金額と考えられます。

表 1世帯当たりの平均負担額(月間)の試算結果

	可燃ごみ (燃やせるごみ)	不燃ごみ (燃やせないごみ)	容器包装 プラスチック	合計
1世帯当たりのごみ排出量(年間)	311.4kg	23.6kg	22.4kg	357.4kg
かさ比重	0.144kg/ℓ	0.101kg/ℓ	0.038kg/ℓ	—
1世帯当たりのごみ排出容量(年間)	2,162ℓ	234ℓ	585ℓ	2,981ℓ
1世帯当たりのごみ排出容量(月間)	180ℓ	19ℓ	49ℓ	248ℓ
手数料	2円/ℓ	2円/ℓ	1円/ℓ	—
1世帯当たりの負担金額(月間)	360円	38円	49円	447円

※ かさ比重…単位容量当たりの重さであり、「家庭ごみ組成分析調査」(令和元年度)の結果より算定

※ 世帯人数は、令和2年4月1日時点の平均世帯人数(2.26人/世帯)で算定

## オ 武蔵村山市の指定収集袋の仕様

指定収集袋については、以下の7種類を作成します。

なお、指定収集袋は、可燃ごみ・不燃ごみ（燃やせるごみ・燃やせないごみ）兼用と容器包装プラスチック用で色を分け作成するとともに、視覚障害者が手触りで袋の種類を判別できるような加工を施します。さらに、環境への負荷を軽減するため、バイオマス原料を使用した指定収集袋を採用することとします。

表 指定収集袋の種類と1枚当たりの値段

種類	色	単価	容量	1枚当たりの値段
可燃ごみ・不燃ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ)兼用	緑	2円/ℓ	5ℓ	10円
			10ℓ	20円
			20ℓ	40円
			40ℓ	80円
容器包装プラスチック用	ピンク	1円/ℓ	10ℓ	10円
			20ℓ	20円
			40ℓ	40円

### (5) 減免措置

家庭ごみ有料化は、新たな経済的負担を伴うため、社会的配慮が必要な世帯に対して、経済的負担の軽減を考慮し、手数料を減免します。

手数料の減免については、天災その他特別の理由があると認めるときに行うほか、福祉の観点から市が設定する基準に該当する世帯に対し適用します。ただし、減免は、ごみの減量化や費用負担の公平性の確保という家庭ごみ有料化の目的を考慮し、本来負担すべき費用の全てを免除するのではなく、市が設定する枚数を限度として指定収集袋を交付する方法により手数料の一部を免除することとし、減免措置の対象者にも一定のごみ減量の努力を促す仕組みとします。

表 減免対象世帯及び交付枚数

対象世帯	指定収集袋の交付枚数(年間)																									
ア 生活保護受給世帯	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">世帯 人数</th> <th rowspan="2">容量</th> <th colspan="2">配布枚数</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>10ℓ</td> <td>110枚</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>20ℓ</td> <td>110枚</td> <td>30枚</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>20ℓ</td> <td>165枚</td> <td>45枚</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>40ℓ</td> <td>110枚</td> <td>30枚</td> </tr> </tbody> </table> <p>①:可燃ごみ・不燃ごみ兼用 ②:容器包装プラスチック用</p> <p>5人以上の世帯については、4人を超える人数1人につき、可燃ごみ・不燃ごみ兼用で20ℓ袋5枚、容器包装プラスチック用で20ℓ袋15枚を4人世帯への交付枚数に追加して交付します。</p>				世帯 人数	容量	配布枚数		①	②	1人	10ℓ	110枚	30枚	2人	20ℓ	110枚	30枚	3人	20ℓ	165枚	45枚	4人	40ℓ	110枚	30枚
世帯 人数							容量	配布枚数																		
					①	②																				
1人					10ℓ	110枚	30枚																			
2人					20ℓ	110枚	30枚																			
3人					20ℓ	165枚	45枚																			
4人					40ℓ	110枚	30枚																			
イ 中国残留邦人等支援給付受給世帯																										
ウ 児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給世帯で住民税が非課税の世帯※																										
エ 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている者が属する世帯で住民税が非課税の世帯																										
オ 愛の手帳(1度又は2度)の交付を受けている者が属する世帯で住民税が非課税の世帯																										
カ 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている者が属する世帯で住民税が非課税の世帯																										
キ 国民年金遺族基礎年金受給世帯で住民税が非課税の世帯																										
ク 天災、その他特別の理由により市長が認める世帯	別途定める枚数																									

※ 指定収集袋の交付枚数は、1年当たりとし、市長が決定する免除の期間に応じて按分して得た枚数の指定収集袋を交付します。

※ アからキまでの複数の区分が該当する場合でも、交付枚数は一つの区分となります。

※ 住民税が非課税の世帯とは、世帯に属する全員が住民税非課税の場合に限ります。

## (6) 手数料収入の使い道

家庭ごみ有料化に伴う手数料収入は、特定財源として活用し、ごみの収集運搬費用の一部に充てるほか、ごみの減量・資源化の推進に係る施策等の財源とします。

表 家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行による主な収入と支出の増加見込み額(概算)

◆ 主な収入	
指定収集袋の売上(手数料)	1億7,000万円
◆ 主な支出	
指定収集袋の作成・管理等	9,500万円
ごみ・資源の収集運搬	1億2,000万円
ごみ減量・資源化の推進に向けて充実する施策への充当※	—

※ 充実する施策の具体的な内容については、現在、検討中であるが、施策の決定後、手数料収入を充当するものとする。

## 2 戸別収集の方法

### (1) 多摩地域におけるごみ収集の状況

現在、本市では、2世帯以上を単位として集積所を設ける「ステーション回収」を実施していますが、多摩地域では、26市中22市が各住宅の敷地内から収集する「戸別収集」を実施しています。

表 多摩地域26市におけるごみの収集方法(可燃ごみ及び不燃ごみ)

収集方式	自治体名
戸別収集(22市)	八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市
戸別収集・ステーション回収(2市)	町田市、多摩市
ステーション回収(2市)	国立市、武蔵村山市

### (2) 実施時期

戸別収集は、令和4年10月1日から実施します。

### (3) 実施方法

有料、無料を問わず全ての品目について、ごみを出す場所がこれまでの集積所から各住宅の敷地内に変更となります。ただし、建物単位での排出となることから、集合住宅については、敷地内の集積所への排出に変更はありません。

なお、これまで敷地内に集積所がなく、近隣の集積所に排出していた集合住宅でも、戸別収集に伴い、今後は新たに敷地内に集積所を設けていただくこととなります。

戸別収集の実施に伴う、具体的な排出場所については、今後、各世帯及び集合住宅の調査を行い、居住者等の意向を踏まえながら決定していきます。

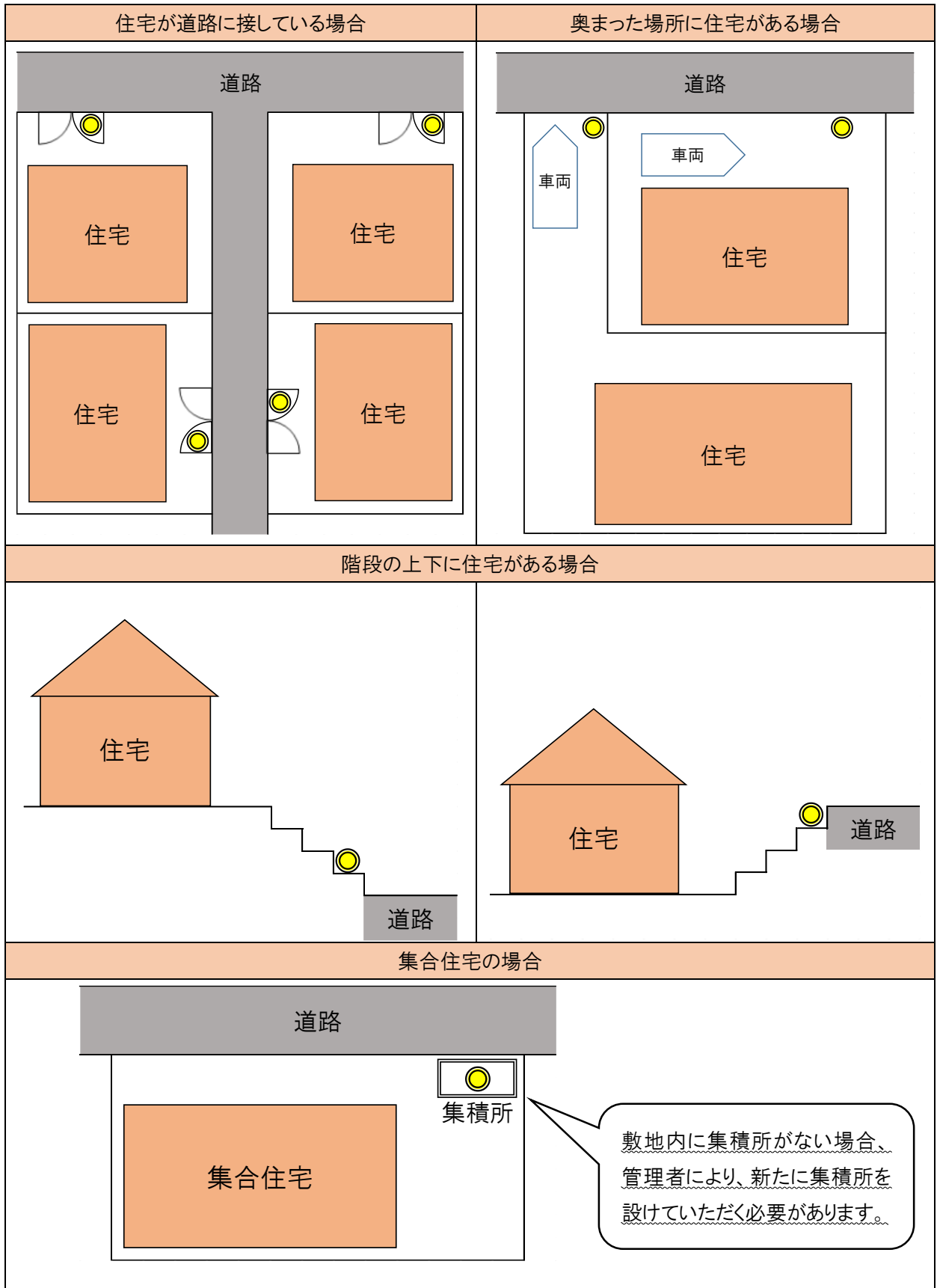
また、現在利用している集積所については、戸別収集の導入と併せ、次のとおり取り扱うこととし、一定規模以上の開発事業で集積所の設置を求めている「武蔵村山市まちづくり条例」についても、集積所に係る基準の見直しを進めます。

表 戸別収集の導入に伴う集積所の取扱方針

集積所の種類	取扱方針
道路上の集積所	廃止とします。
市が所有する集積所	原則廃止とし、戸別収集の導入に併せ、不法投棄防止のための閉鎖措置を行います。また、他用途への転用及び近隣の希望者への売却を検討します。
利用世帯が共有する集積所	原則廃止とします。ただし、利用する全世帯が集積所の継続を希望する場合に限り、集積所としての継続利用を認めます。
集合住宅の集積所	既に敷地内に集積所がある場合は、引き続き利用することとし、敷地内がない場合は、新たに敷地内に集積所を設けていただきます。

図 排出場所のイメージ

● : 排出場所



#### (4) 戸別収集により期待される効果

##### ア 排出者責任の明確化による意識の向上

戸別収集の実施により、各住宅の敷地内にごみを排出することとなるため、誰が出したごみであるかが明確となります。ステーション方式では、分別がされていない、収集日が異なるなど、ルール違反のごみが排出された場合に排出者を特定しにくいという問題がありますが、戸別収集の実施により、ルール違反に対する指導が行いやすくなり、結果として、廃棄物に対する意識の向上が期待されます。

##### イ ごみ出しが困難な世帯の排出負担の軽減

高齢化の進展に伴い、今後、集積所へのごみ出しが困難な世帯の増加が予想されます。戸別収集の実施により、ごみ出しが困難な世帯の負担を軽減することが期待されます。

##### ウ 地域負担の軽減

現在、集積所の管理は利用する市民の方に委ねられており、集積所によっては、カラスや猫による被害の防止対策や清掃などの管理を特定の方が行っているケースや管理する人がいない集積所が見受けられます。戸別収集の実施により、集積所の管理に係る負担軽減が期待されます。

##### エ 道路交通上の支障の緩和

整備された集積所が周辺に存在しないなどの理由により、やむを得ず道路上にごみを出しにいただいているケースがありますが、交通上の支障となることから、本来、道路は、ごみを置くべき場所ではありません。戸別収集の実施により、それぞれ住宅の敷地内にごみを出すこととなることから、道路上の障害物がなくなり、交通安全の促進が期待されます。

#### (5) 集合住宅に対する支援

戸別収集の導入は、戸建住宅に住む方には、集積所の管理に係る負担が軽減することが見込まれますが、集合住宅に住む方に対しては、排出方法に変更がなく、戸別収集により期待される効果が十分に発揮されないことが懸念されます。

そこで、入居者により組織される団体が、集積所へのごみ出しが困難な世帯の排出支援や集積所の管理に積極的に取り組む際の支援を行います。



### 3 円滑な導入に向けた取組

#### (1) 新たな収集体制の構築

##### ア 容器包装プラスチック・ペットボトルの分別収集

本市では現在、容器包装プラスチック及びペットボトルを同じ袋で収集していますが、収集後、武蔵村山資源リサイクルセンターにおいて、容器包装プラスチックとペットボトルに分別し、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に搬入しています。家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入を機に容器包装プラスチックとペットボトルの分別収集を行い、工程の簡素化を図ります。

##### イ 容器包装プラスチック収集頻度の増加

令和元年度に実施した市民アンケートにおいて、不燃ごみを収集する週には、容器包装プラスチックの収集がなく不便であるとの御意見を多くいただきました。いただいた御意見を踏まえ、容器包装プラスチックの収集頻度の見直しを行います。

表 収集頻度について

収集品目	収集頻度 (現状)		収集頻度 (令和4年10月以降)
可燃ごみ(燃やせるごみ)	週2回	→	週2回
不燃ごみ(燃やせないごみ)	4週に1回	→	<u>月1回</u>
ライター・びん・有害物	隔週1回	→	隔週1回
かん・金属	隔週1回	→	隔週1回
容器包装プラスチック	4週に3回	→	<u>週1回</u>
ペットボトル		→	<u>隔週1回</u>
かばん・ベルト	週1回	→	<u>月3~4回</u> *
古紙・布・剪定枝・ぬいぐるみ	週1回	→	<u>月3~4回</u> *

※ 原則として、月3回ですが、月の週数により、月4回収集することもあります。

##### ウ 収集地区割の見直し

現在、収集地区については、市内を8地区に地区割りをし、収集を行っていますが、曜日による中間処理施設への搬入量や車両台数の偏りを生じないように、必要に応じて収集地区割を見直し、搬入量や搬入車両の平準化を図ります。

表 収集地区割(現状)

A地区	伊奈平(全域)、残堀(全域)、三ツ藤(1,2)
B地区	三ツ木(全域)、中原(全域)、岸(全域)、三ツ藤(3)
C地区	本町(全域)、中藤(全域)、中央(全域)、神明(全域)
D地区	大南(1~3)、学園(1,2,4,5)、榎(全域)
E地区	緑が丘(33,41,45~50,1119~1127)
F地区	緑が丘(6~8,12~14,21,22,24~26,32,42,1101~1118,1128~1137)
G地区	大南(4,5)
H地区	学園(3)

※ 括弧内の数字について、緑が丘は都営村山団地の号棟、緑が丘以外は丁目

表 収集曜日(現状)

地区	可燃ごみ	不燃ごみ 容プラ・ペット	古紙等	かん・金属 ライター・びん・有害物
A・E	火・金	月	水	木
B・G	火・金	木	水	月
C・H	月・木	金	水	火
D・F	月・木	火	水	金

## (2) 市民への周知啓発

家庭ごみ有料化及び戸別収集を円滑に導入し、その目的を達成するためには、市民の皆様の理解と協力が不可欠です。そのため、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に当たっては、以下の事項を徹底し、周知啓発に努めます。なお、周知啓発に当たっては、家庭ごみ有料化が単なる処理費用の負担ではなく、環境負荷の低減に向けた施策であることを理解していただけるよう、その内容を工夫します。

### ア 市民説明会や出前講座の開催

家庭ごみ有料化及び戸別収集に対する市の考え方や具体的な実施内容について、市民に理解していただくため、市民説明会を開催するとともに、自治会など、各団体からの要請に基づき出前講座を開催します。

### イ 市報やごみ情報誌など、紙媒体を活用した広報

都合により市民説明会などに参加できない方のため、市報やごみ情報誌など、全戸配布を対象とした広報誌を活用し、家庭ごみ有料化及び戸別収集の内容について、情報提供を行います。また、排出方法が大きく変更となることから、新たな排出方法をわかりやすく示したごみ分別辞典及びごみ収集カレンダーを作成し、全戸配布を行います。

### ウ ホームページ、SNS及びごみ分別アプリなど、電子媒体を活用した広報

家庭ごみ有料化に伴う分別方法の変更内容や戸別収集に伴う排出方法の変更など、最新の情報がいつでも確認できるよう、電子媒体を活用した情報提供に努めます。

#### エ ごみ収集車を活用した放送の実施

幅広く家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入を知っていただくため、ごみ収集車を活用した放送を行います。

#### オ 自治会や集合住宅の管理会社などを通じての情報提供

居住地域の自治会や集合住宅の管理者などを通じての情報提供を行います。

#### カ 指定収集袋サンプルセットの配布

市民に指定収集袋の大きさや色に対するイメージを把握してもらうため、市内全戸を対象に指定収集袋サンプルセットを配布します。

#### キ 専用コールセンターの設置

市民からの問合せに対し、迅速に対応するため、家庭ごみ有料化及び戸別収集専用コールセンターを家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入前後の一定期間設置します。

### (3) 市民・事業者との協働

地域ごとに任命している武蔵村山市廃棄物減量等推進員（クリーンボランティア）との情報共有を図るとともに、集合住宅の管理者などにも協力を仰ぎ、地域単位、住戸単位での適正排出の推進に努めます。

### (4) 家庭ごみ有料化と併せて充実する施策

#### ア 生ごみの減量

令和元年度に実施した「家庭ごみ組成分析調査」の結果では、家庭から排出される可燃ごみのうち、約35%が生ごみ（厨芥類）でした。生ごみの減量により、家庭から排出される可燃ごみの減量に大きく寄与できることから、令和元年度に開始した生ごみ処理容器「ミニ・キューロ」モニター事業の効果を検証するとともに、生ごみ処理機器購入補助制度の普及啓発に努めます。

#### イ 食品ロス削減の推進

日本では、年間643万トン（平成28年度推計値）もの食品ロスが発生しています。市でも、「家庭ごみ組成分析調査」の結果から推計すると、約930トンもの未利用食品が消費されずに処分されていることとなります。令和元年10月には、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロスの削減の推進に関する法律」（食品ロス削減推進法）が施行されたところであり、本市においても、食品ロスの削減に向け、市民を対象とした啓発活動や飲食店への働きかけを食育に関する事業との連携など、関係各課と協力を図りながら行っていきます。

#### ウ 資源回収奨励金制度の拡充

集団回収は、住民団体と資源回収業者との民間取引によるリサイクルであり、市の資源回収と比較して収集費用がかからない理想的なリサイクルです。集団回収を推進するため、資源回収奨励金制度の普及啓発に努めるとともに、団体登録の要件を緩和するなど、より多くの市民に参加してもらえよう制度の充実に努めます。

## エ 環境教育・ごみに関する普及啓発の充実

ごみの減量・発生抑制は、国際的にも大きな課題となっています。その課題に対して、ごみを出す一人一人が責任を持ち、取組への意識を啓発できるよう、子どもから高齢者まで幅広い世代を対象とした環境教育の充実に努めます。

また、本市から排出しているごみがどのように処理がされ、どのように資源として活用されているのかを理解してもらえよう、ごみに関する普及啓発に努めます。

## オ ごみ減量やりサイクルに向けた工夫の共有

市民アンケート調査の結果では、家庭ごみの有料化を機により一層、積極的に取り組む内容として、「ごみを圧縮するなど、減容化を図る」、「ごみと資源の分別を徹底する」、「食材を使い切る工夫をする」及び「食材は買いだめせず、使い切れる量を購入する」に対して、多くの市民が優先度を高く感じていることが明らかになりました。この結果を踏まえ、市からもこれらの項目に対して、積極的な情報提供を図るとともに、市民が実際に行っている工夫を広く紹介できるような双方向での情報共有に努めます。

## (5) 不法投棄及び不適正排出への対応

### ア 不法投棄監視パトロールの強化

不法投棄については、現状においても発生している問題であり、不法投棄を減らすため、警告看板の設置や不法投棄監視パトロールを実施しています。家庭ごみ有料化の実施に当たっては、パトロール回数の増加など、これまで以上に対策を強化していきます。

### イ 関係機関との連携

不法投棄の防止に当たっては、警察などの関係機関との連携が必要不可欠です。また、集合住宅の集積所への不法投棄や不適正排出を防止するため、集合住宅の管理者とも連携を図りながら対応を図っていきます。

### ウ 集積所への不法投棄対策の実施

戸別収集の導入により、集合住宅以外の集積所が廃止となります。本市が所有する集積所については、不法投棄がされないよう閉鎖等の処置を進めていきます。

### エ 拠点回収の廃止

市内に設置している拠点回収ボックスには、現状でも回収品目ではないごみが投棄される状況が確認されています。有料化の実施に伴い、不法投棄の増加が懸念されることから、市内の拠点回収ボックスについては、廃止を前提に検討を図ります。

## (6) 拡大生産者責任を踏まえた取組の推進

ごみを減らし、資源循環の仕組みを構築するためには、市民一人一人の努力だけでなく、商品の生産から販売まで、一連の流れに携わる各事業者においても主体的な取組が必要です。拡大生産者責任等の観点から、事業者に対し、以下の取組について働きかけを行います。

#### ア 小売事業者との連携

エコショップ制度を通じて、①リユース製品やリサイクル製品の積極的な販売、②簡易包装の推進、③牛乳パック、ペットボトルや食品容器、小型家電等の店頭回収の取組について、小売事業者に対して要請を行うなど、連携を図ります。

#### イ 他の自治体と連携した東京都や国への要請

生産者に対する拡大生産者責任の強化については、これまでも他の自治体と連携の上、東京都や国に対し、要請を行ってきました。今後も引き続き、商品及び容器包装等に関する廃棄物の回収と3R（発生抑制・再使用・再利用）を製造販売業者に義務付けるとともに、「EPR（拡大生産者責任）法」の整備等を含め、拡大生産者責任の強化について、要請を行います。

#### (7) 減量効果の公表と制度の見直し

家庭ごみ有料化の導入後も、ごみ量の推移や、手数料の収入額とその使い道など、家庭ごみ有料化に関する情報を定期的に公表するとともに、家庭ごみ有料化による減量効果を検証し、おおむね5年ごとの一般廃棄物処理基本計画の見直しに併せて制度の見直しについて検討を行います。

#### 4 今後のスケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。

令和3年12月には、武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の改正案を提出し、可決された後、市民説明会などを実施し、市民に制度の内容や新しいごみの出し方などについて、丁寧な説明を行います。その他、ごみ情報誌やごみ分別辞典の全戸配布や戸別収集に向けた排出場所調査など、十分な周知や準備を行います。

表 今後のスケジュール(予定)

時期	内容
令和3年12月	武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例改正案の市議会への提出
令和4年1月～ 令和4年9月	家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた市民説明会の開催
令和4年5月～ 令和4年9月	排出場所調査の実施
令和4年9月	指定収集袋の販売開始
令和4年10月	家庭ごみ有料化及び戸別収集の実施

## 資料編

### 1 武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

#### (1) 審議会設置に関する根拠法令

##### ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

##### イ 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第7条 法第5条の7の規定に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、市長の附属機関として、武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議し、市長に答申する。

3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

##### ウ 武蔵村山市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（抜粋）

（審議会の組織及び運営）

第3条 条例第7条第1項の規定により置く審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 審議会は、会長が招集する。

5 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

6 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(所掌事項)

第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、答申する。

- (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
- (2) 廃棄物の減量及び再利用の促進に関する事項
- (3) 適正処理困難物の指定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、協働推進部ごみ対策課において処理する。

(2) 諮問書

武発第1030号

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会

家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に係る実施方法について意見を求める。

令和元年9月19日

武蔵村山市長 藤野 勝



(3) 報告書

武収第4692号の2  
令和2年2月7日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会  
会長 佐藤 克 春

武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針  
(素案) について (報告)

令和元年9月19日付武発第1030号で諮問のあったこのことについて、  
家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に当たっての考え方や目的を当審議会で  
審議した結果、別紙のとおりまとめましたので、報告します。

(4) 答申書

武蔵第4692号の3  
令和3年7月13日

武蔵村山市長  
山崎 泰大様

武蔵村山市廃棄物減量等推進審議会  
会長 佐藤 克春

家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に係る実施方法について（答申）

令和元年9月19日付武発第1030号で諮問のあった家庭ごみ有料化及び戸別収集への移行に係る実施方法について、当審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

近年、海洋プラスチックや気候変動など、世界規模の環境問題が深刻化しており、日本国内においても異常気象の影響が顕著に表れている。

平成27年の国連サミットにおいて全会一致で採択された「SDGs」（持続可能な開発目標）では、17の国際目標が設定され、その目標達成のために、「2030年までに廃棄物の発生を大幅に削減する」ことが掲げられるなど、環境保全の観点からもごみの減量・発生抑制は、国際的にも大きな課題となっている。

武蔵村山市においても、ごみの減量施策として有効とされる、家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入を予定しており、当審議会では、その実施方法について、令和2年2月に策定した「武蔵村山市家庭ごみの有料化及び戸別収集の導入に向けた基本方針」（以下、「基本方針」という。）に基づき、よりごみの発生抑制につながる制度となるよう検討を重ね、「武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画（素案）」（以下、「実施計画（素案）」という。）について、妥当であるとの結論に達した。

ただし、家庭ごみ有料化及び戸別収集について、基本方針及び実施計画（素案）に掲げる4つの目的のもと、市民や事業者の理解、協力を得ながら実施していく必要がある。

このことから、市で実施した、パブリックコメント及び市民説明会の意見を踏まえて審議会で取りまとめた以下の項目について十分に配慮し、家庭ごみ有料化及び戸別収集へ円滑に移行することを要望する。

### 1 有料化の対象について

環境負荷軽減の観点から、可燃ごみ及び不燃ごみについては有料化の対象として、発生抑制及び分別の徹底を推進することが妥当であると考えます。

また、脱炭素化社会の実現のためにも、プラスチック類の排出削減は大きな課題であることから、容器包装プラスチックについても有料化の対象として、簡易包装化、発生抑制を推進することが妥当であると考えます。

なお、ペットボトルについても、拡大生産者責任の観点から有料化の対象として、店頭回収への動機付けを図ることが望ましいが、市民説明会やパブリックコメントなどでは、無料回収を望む意見が多く、市民の受容性を考慮し、有料化の対象からは除くことが妥当であると考えます。

ただし、拡大生産者責任の観点から、処理費用を市で負担するのではなく、販売店等へ戻し、販売店及び生産者が負担をするべきであるため、店頭回収の利用及び設置の促進について、積極的に推進されたい。

なお、ペットボトルの取扱いについては、今後も機会を捉え検討することを要望する。

### 2 対象から除く品目について

以下の観点から無料での回収とすることが妥当であると考えます。

- ① 「ペットボトル、かん、びん、有害物、金属、古紙類、布類」については、分別の徹底による資源化の推進
- ② 「剪定枝、落ち葉、雑草類」については、緑の保全や緑化の推進
- ③ 「紙おむつ」については、子育て世帯や要介護者等のいる世帯への配慮
- ④ 「地域清掃ごみ」については、個人、団体を問わず地域の環境美化活動の支援

### 3 減免制度について

ごみの減量は、ごみを出すすべての人が取り組むべき課題であり、家庭ごみの有料化を実施する際には、市民全員が手数料を負担し、ごみ減量に取り組むことが望ましい。このため、減免対象世帯の範囲は、社会的な配慮が必要であり、かつ真に経済的に困窮している世帯のみを対象とすべきである。

また、減免対象世帯に対しても、すべてのごみを無料にするのではなく、一定の減量努力を促す仕組みとなるよう、指定収集袋の配布枚数には留意されたい。

#### 4 集合住宅への対応について

集合住宅では、戸別収集導入後にも、排出場所等に変更がなく、戸別収集により期待される効果が十分に発揮されないことが懸念される。このことから、集合住宅においても分別ルールなど、排出者責任が徹底されるよう、入居者の方々が集積所やごみの管理に取り組む際には、その取組に対して支援を行う必要があると考える。そこで、財政的支援を含め、支援の充実に努めるよう検討されたい。

#### 5 拡大生産者責任について

家庭ごみの有料化を実施した際には、市民が減量に取り組む一方、製造から販売を担う事業者にも、自ら生産する製品等について、生産・使用段階だけでなく、製品等が廃棄物となった後まで、一定の責任を負う仕組みを構築する必要がある。特に、容器包装プラスチックやペットボトルについては、店頭回収が非常に有効であり、市民の店頭回収利用が増加することで、事業者に簡易包装・無包装化を促すことにもつながり、ごみの発生抑制に大きな効果が期待される。

このことから、市民がより店頭回収を利用できるよう、事業者と市が連携し、店頭回収の拡充を推進されたい。

また、製造・販売事業者に対し、店頭回収の利用及び設置の促進の観点から、商品及び容器包装等に関する廃棄物の回収と3R（発生抑制・再使用・再利用）を製造販売事業者に義務付ける「EPR（拡大生産者責任）法」の整備等を東京都や国に対し要請し、事業者による取組を積極的に推進されたい。

#### 6 周知・啓発について

市民に対しては、家庭ごみの有料化が単なる値上げではなく、ごみ減量のための施策であるということを理解してもらうよう努める必要がある。そこで、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入目的について、拡大生産者責任の観点や今後の市の取組を含め、丁寧に周知されたい。併せて、店頭回収の活用やミニ・キエーロなどの生ごみ処理機器の利用など、市民が取り組めるごみ減量施策及び周知を強化し、市民のごみに対する意識の啓発に努められたい。

また、導入後においても、家庭ごみ有料化及び戸別収集の効果が持続するよう、減量効果、収支などの成果及びごみ処理に係る経費について分かりやすく公表し、更なる理解を醸成するよう努められたい。

(5) 審議経過

年度	回	開催年月日	議題等
令和元年度	第1回	令和元年 9月19日	委嘱及び諮問 (1) 市民アンケート（案）について (2) 基本方針（素案）について (3) その他
	第2回	令和元年11月12日	(1) 基本方針（素案）について (2) その他
	第3回	令和元年12月17日	(1) 基本方針（素案）について (2) その他
	第4回	令和2年 1月21日	(1) 基本方針（素案）について (2) 実施計画（骨子案）について (3) その他
		令和2年 2月 7日	武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入に向けた基本方針（素案）について（報告）
令和2年度	第1回	令和2年 5月27日 （書面開催）	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
	第2回	令和2年 7月27日	(1) 事業系一般廃棄物等処理手数料の見直しについて (2) 実施計画（素案）について (3) その他
	第3回	令和2年 8月25日	(1) 事業系一般廃棄物等処理手数料の見直し 答申（案）について (2) 実施計画（素案）について (3) その他
	第4回	令和2年 9月28日	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
	第5回	令和2年11月 9日	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
	第6回	令和2年12月21日	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
令和3年度	第1回	令和3年 5月25日	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
	第2回	令和3年 7月13日	(1) 答申（案）について (2) その他 答申

(6) 委員名簿

区 分	名 前	選出区分
会 長	佐 藤 克 春	学 識 経 験 者
副会長	諸 江 大	
委 員	鈴 木 寿 子	消 費 者 団 体
	安 部 朋 子	商 工 会 関 係
	牧 一 彦	学 校 関 係
	小 野 吉 雄	収 集 業 者 関 係
	山 口 直 規	排 出 業 者 関 係
	後 藤 功 一	自 治 会 関 係
	吉 澤 幹 郎	
	福 井 清 子	公 募 委 員

## 2 武蔵村山市家庭ごみ有料化・戸別収集検討委員会

### (1) 武蔵村山市家庭ごみ有料化・戸別収集検討委員会設置要綱

#### 武蔵村山市家庭ごみ有料化・戸別収集検討委員会設置要綱

令和2年6月30日  
訓令(乙)第155号

(設置)

第1条 武蔵村山市が実施する家庭ごみの処理の有料化及び戸別収集の円滑な導入を図るため、武蔵村山市家庭ごみ有料化・戸別収集検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、家庭ごみ有料化及び戸別収集の導入に関する事項について、必要な調査及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人で組織する。

2 委員は、協働推進部環境担当部長、企画財政部企画政策課長、同部公共施設活用担当課長、同部財政課長、市民部保険年金課長、協働推進部産業観光課長、健康福祉部高齢福祉課長、同部障害福祉課長、同部生活福祉課長、子ども家庭部子ども青少年課長、都市整備部都市計画課長及び教育部教育指導課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、協働推進部環境担当部長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、委員の中から委員長の指名により選任する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部ごみ対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## (2) 検討経過

年度	回	開催年月日	議題等
令和2年度	第1回	令和2年11月4日	(1) 副委員長の選任について (2) 実施計画（素案）について (3) その他
	第2回	令和2年12月15日	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
	第3回	令和3年1月13日 （書面開催）	(1) 実施計画（素案）について (2) その他
令和3年度	第1回	令和3年6月30日	(1) 実施計画（素案）について (2) その他



(3) 委員名簿

区 分	職 名
委員長	環 境 担 当 部 長
副委員長	企 画 政 策 課 長
委 員	公 共 施 設 活 用 担 当 課 長
	財 政 課 長
	保 險 年 金 課 長
	産 業 観 光 課 長
	高 齢 福 祉 課 長
	障 害 福 祉 課 長
	生 活 福 祉 課 長
	子 ども 青 少 年 課 長
	都 市 計 画 課 長
	学 校 教 育 担 当 部 長 (教育指導課長事務取扱)



武蔵村山市家庭ごみ有料化及び戸別収集導入実施計画

発行年月／令和3年10月

発行／武蔵村山市

編集／武蔵村山市協働推進部ごみ対策課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042(565)1111 (代表)



武蔵村山市